

キッチンカー購入事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、キッチンカーの新規購入等を促し、新たに公園等の公的施設等への定期的な出店をめざす市内の法人及び個人を支援するため、キッチンカーの改装・改修を含める専用車両本体の購入費に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) キッチンカー 食品の調理を目的とした厨房機器等の設備を備え、食品を販売する車両のことで、三次市を管轄する保健所での飲食店営業許可を取得できる車両のことをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金交付の対象となる者（以下「助成金対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社を有する中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者
- (2) 令和2年12月31日までに開業していること。
- (3) 個人においては、令和2年所得税確定申告を行っていること。
- (4) 法人においては、直前事業年度の法人税申告を行っていること。
- (5) 助成金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の国、県又は市の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 原則、1年以上継続して事業を実施する者とし、事業継続のために必要に応じて、三次商工会議所又は三次広域商工会へ経営相談すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係でないこと。
- (8) 市等が所有する公園や広場などの公共施設等への定期的な出店や、市や本機構が出店依頼するイベントなどへの参加を可能な限り積極的にすること。

(9) その他、本機構の代表理事が適当と認める者

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、キッチンカーの車両本体の購入とする。

2 助成対象事業の実施に当たっては、可能な限り、市内に本店又は本社がある事業者が発注すること。ただし、代表理事が認めるときは、この限りでない。

(助成対象経費)

第5条 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、キッチンカーの改装・改修を含める専用車両本体の購入費とし、取得や維持に係る税、保険料及び保守費等の車両購入に付随する費用は助成の対象にしない。

2 申請者が既に所有している車両の改装費や改修費は助成の対象にしない。

3 市場に出ない個人間取引による車両購入費は、客観的な時価が存在しないため、助成の対象にしない。

4 助成対象となる車両は申請者が所有者となるものに限り、カーリース契約や割賦販売による購入費は助成の対象にしない。

(助成金の額及び交付の回数)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 助成金の交付は、1助成対象者に1回限りとする。

(助成金交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）

は、キッチンカー購入事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和3年11月30日までに代表理事へ提出するものとする。ただし、交付決定額が予算額に到達した場合は、受付を終了する。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 助成対象事業に係る見積書及び機能等が分かる資料

(4) 車両改修方法の分かる図面等

(5) 個人の場合は、令和2年分確定申告書の控えの写し、法人の場合は前事業

年度の法人税確定申告の控えの写し

- (6) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類
(助成金交付決定等)

第8条 代表理事は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、助成金額を決定し、キッチンカー購入事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとき認めるときは、キッチンカー購入事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により理由を付して、申請者にそれぞれ通知するものとする。

- 2 代表理事は、前項の規定により交付を決定する場合には、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。
- 3 申請者は、助成金交付決定額に変更が生じる場合には、必要書類を添付したキッチンカー購入事業助成金変更承認申請書（様式第4号）により、あらかじめ代表理事の承認を受けなければならない。
- 4 代表理事は、前項の助成金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、助成金の額を変更決定し、キッチンカー購入事業助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。ただし、助成金の額については、第1項により決定した額を超えないものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、助成対象事業が完了したときは、指定する期限までにキッチンカー購入事業助成金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、代表理事へ提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 事業の実施状況が確認できる写真等
- (4) 領収書等の写し又は支払を証明する書類
- (5) 三次市を管轄する保健所が交付した飲食店営業許可書の写し
- (6) 申請者本人が所有者とされた購入車両の車検証
- (7) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 代表理事は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、内容の審査、車両等の実地調査等を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、キッチンカー購入事業助成金交付確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 申請者は、交付の確定した助成金の支払を受けようとするときは、キッチンカー購入事業助成金交付請求書（様式第8号）を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

3 助成金の交付は精算払いのみとする。

（助成金の返還）

第12条 代表理事は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 購入した車両を3年以内に売却・処分したとき。
- (3) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。